

各 私 立 高 等 学 校 }
私 立 特 別 支 援 学 校 } 設 置 者 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

平成30年度私立高等学校等授業料等減免等事業補助事業計画書（授業料分）の提出についてこのことについて、今年度における授業料減免に係る補助金額の算定に必要となりますので、関係書類について下記により提出願います。

記

1 提出書類

- (1) 平成30年度私立高等学校等授業料等減免等事業補助金（授業料分）に係る事業計画書の提出について（参考様式）
- (2) 事業計画書（要綱様式第2号ア）
- (3) 授業料減免対象者一覧表（要領別紙1）
 - ・ 高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給対象者は備考欄に就学支援金認定番号を記載すること。
- (4) 減免対象要件に該当することを証明する書類の写し
 - ア 就学支援金の支給対象者（高等学校全日制課程在籍者等）の場合
就学支援金の支給対象者については不要。
 - イ 就学支援金の支給対象とならない者（高等学校専攻科課程在籍者等）の場合
 - ・ 就学支援金の添付書類に同じ。
 - ・ 就学支援金加算対象となる期間については、就学支援金で確認するため提出不要。
 - ウ 不慮の災害の場合にあつては、市町村長又は消防署長が発行する罹災証明書（私立学校被災児童生徒等就学支援事業費補助対象者を除く。）
 - エ 家計急変の場合にあつては、家計急変の事実が分かる書類及び事実発生日以降1年間の保護者の収入見込みが分かる書類の写し（私立学校被災児童生徒等就学支援事業費補助対象者を除く。）
 - A 勤務する会社等から解雇された場合
 - ・ 雇用保険受給資格者証の写し
 - ・ 家庭状況調査票（別紙）
 - B 自ら経営する会社等が破産・倒産した場合
 - ・ 雇用保険受給資格者証の写し
 - ・ 破産（倒産）の事実が確認できる書類（破産宣告書・事業廃止届等）
 - ・ 家庭状況調査票（別紙）
 - C 不慮の事故等により死亡した場合
 - ・ 死亡証明書・除籍謄本等、保護者の死亡が確認できる書類
 - ・ 家庭状況調査票（別紙）
- (5) 学校法人又は学校の授業料減免に関する規程等
- (6) 授業料減免に関する規程等の生徒、保護者への周知方法を記載した書面
- (7) 理事長又は学校長に対する授業料減免申請書の写し

2 提出期限

平成30年11月16日（金）

〔担当〕私学振興担当 高橋（宏）
TEL：019-629-5042
FAX：019-629-5049
E-mail：AH0007@pref.iwate.jp

(別紙)

【留意事項】

(1) 低所得世帯を対象とした授業料減免について

① 要綱別表1（第3関係）で定める世帯収入の要件は、次のとおりとする。

ア 世帯収入が250万円未満相当

保護者（父母）の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税

イ 世帯収入が250万円以上相当から350万円未満相当

保護者（父母）の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額を合算した額が 100円以上
85,500円未満

なお、生徒に保護者がいない場合の加算の基準となる税額は、生徒本人又は生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にはその者の税額とする。（この場合、生徒の健康保険証上の扶養関係等により、所得要件を確認すべき者を判断する。）

② 本通知1の(4)イの書類

ア 平成30年4月～6月認定分

・ 平成29年度道府県民税及び市町村民税課税証明書

イ 平成30年7月以降認定分

・ 平成30年度道府県民税及び市町村民税課税証明書

(2) 家計急変の場合における授業料減免について

家計急変の場合における授業料減免については、事実発生日以降1年間の世帯収入を推計し、要綱別表1（第3関係）で定める世帯収入の要件に該当する場合、補助対象となる。

また、授業料減免は必要な期間について行うものであることから、学校法人及び学校は、離職した保護者の再就職等の家計状況の変化について、随時（月1回程度）確認を行うこと。